

Q&A

質問	回答
具体的にどのようなサービスが対象となりますか。	<p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器</p>
いつからの利用分が対象ですか。	申請日以降の利用分が対象ですが、申請前で令和5年4月1日以降に利用した分があれば請求することができます。詳しくは保健総務課（☎52-3851）までお問い合わせください。
訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することも可能です。
サービス等の提供事業者には指定がありますか。	指定はありません。ただし、法人格を有し、サービス等の提供事業者の代表者と補助対象者が同居していないことが条件です。
健康な方と同居している場合、生活援助は対象外となりますか。	健康な方と同居していることが理由で、一律に生活援助を対象外とはいたしません。
在宅サービス等に係る消費税は補助対象となりますか。	対象経費は、利用（本体）価格+消費税であるため対象となります。
医師による意見書でかかった文書料は申請者の本人負担ですか。	文書料は補助対象外のため、申請者の本人負担となります。
どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍、境界悪性漿液性のう胞腺腫、境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍、境界悪性乳頭状のう胞腺腫、境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫、境界悪性粘液性のう胞腫瘍、境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または補助対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）、発行者の名称の記載が必要です。
領収書にサービス内容（品名）が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など、利用や購入内容が分かるものの写しを添付してください。
クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	領収書が発行されない場合は、利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【利用内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等
補助金の請求はいつ行えばよいですか。	利用（購入）日の属する月の翌月1日から起算して1年以内に請求してください。また、必ずしも毎月提出する必要はありませんが、請求書は月単位で作成してください。
サービス等の利用途中で40歳を迎えた場合、いつまでの利用分の請求が可能ですか。	誕生日の前々日までに利用した分の費用が本事業の対象となります。そのため、月単位で業者へ支払ったものについても、領収書等で支払いが分けられていれば対象とします。